

Ⅲ. まとめと考察

まとめと考察

スポーツ基本法の施行(2011)、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定(2013)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(2016)の施行、さらには東京パラリンピック開催の機運の高まりも相まって、共生社会に向けた様々な取組が進められている。

2017年3月、スポーツ庁は第2期スポーツ基本計画を策定した。計画の策定にあたったスポーツ審議会、及びスポーツ基本計画部会のメンバーには、多くの障害者スポーツ関係者が名を連ねた。計画では、「スポーツを通じた共生社会等の実現」に向け、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を成人は19.2%から40%、7～19歳は31.5%から50%にする目標を新たに掲げた。また、計画には、以下の目標も示されている。

- ・ 総合型クラブへの障害者の参加促進(40%→50%)
- ・ 障害者スポーツ指導者の養成の拡充(2.2万人→3万人)
- ・ 活動する場がない障害者スポーツ指導者を半減(13.7%→7%)
- ・ 障害者スポーツの理解促進により、直接観戦経験者を増加(4.7%→20%)

これらの動きは、地方自治体が主体となって実施する障害者スポーツ振興事業や特別支援学校、特別支援学級の幼児児童生徒のスポーツ環境にも徐々に変化をもたらしている。

1. 障害者スポーツの振興体制

東京パラリンピック開催まで残すところ3年余りとなり、各地で自治体が主体となってパラリンピック選手の発掘イベントや障害者スポーツの理解・啓発のためのイベントが行われている。イベントでは、特別支援学校、公共スポーツ施設などが会場となり、都道府県・政令指定都市の障害者スポーツ協会、障害者スポーツ競技団体、パラリンピアン、都道府県の理学療法士会など、さまざまな関係団体・組織が連携してイベント運営する姿が見られるようになってきた。

2016年度現在、都道府県において、首長部局が障害者スポーツを所管しているのは、福島県、東京都、神奈川県、滋賀県、鳥取県、福岡県、佐賀県の7都県である。東京都と佐賀県のみであった2012年度調査から5県の増加であった。市区町村における障害者スポーツの主たる担当部署は、2012年度調査と比較すると「障害福祉・社会福祉関連部署」が71.2%から65.9%と減少、「教育委員会等のスポーツ担当部署」は19.2%から24.2%と増加、「首長部局のスポーツ担当部署」は3.1%から6.1%と増加した。2020年東京オリンピック・パラリンピック開催も追い風となり、障害者のスポーツが厚生労働省所管の医療分野で発展してきたリハビリテーションの延長から、障害者の生涯スポーツ、競技スポーツの観点から、スポーツ庁所管の“スポーツ”としての認識に変わってきたと言えるかもしれない。なお、障害者スポーツの所管を人口規模別にみると、20万人未満の市区町村では「障害福祉・社会福祉関連部署」、20万人以上では「首長部局のスポーツ担当部署」の割合がそれぞれ高く、この傾向は2012年度調査と同様であった。障害者スポーツの所管部局とは別に、パラリンピックを含めた理解・啓発のための出前教室などを教育委員会が主体となり実施している自治体も増えてきた。

障害者スポーツに関する事業を実施するために協力・連携している団体組織について、都道府県では「障害者スポーツ協会」「障害者スポーツ指導者組織」「障害者スポーツ種目団体・クラブ・サークル」が多いのに対して、市区町村では「市区町村社会福祉協議会」「障害者の当事者団体、家族会等」が多かった。市区町村ごとに障害者スポーツ協会が設置されているのが理想かもしれないが、現実的には、社会福祉協議会や当事者団体、家族会等が、障害者の余暇活動のひとつであるスポーツに継続的に関わることになるのであろう。したがって、市区町村の障害福祉部局は、仮に障害者スポーツの担当部署がスポーツ部局に移管したとしても、こうした福祉関連団体との連携の側面から、障害者のスポーツの振興において引き続き重要な役割を果たさなければならない。

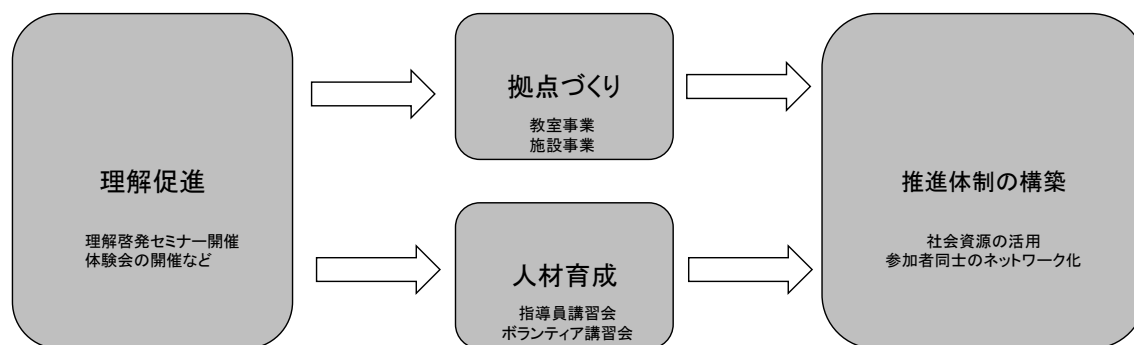
都道府県の障害者スポーツに関する事業について 2012 年度調査と比べると「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(単発事業)」は 18 自治体から 13 自治体、「障害者スポーツ・レクリエーションの教室(一定期間内の継続事業)」は 31 自治体から 28 自治体と減少している。一方で「一般の市民運動会等における障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置」が 3 自治体から 10 自治体、「一般のマラソン大会等における障害者部門の設置」が 1 自治体から 5 自治体、「障害者スポーツ選手の講演会や実技披露等」が 10 自治体から 19 自治体に増加した。2020 年東京パラリンピックが近づき、障害児・者向けのスポーツ教室が減少し、健常者と一緒に行うスポーツイベントなどが増加した。障害者スポーツ関連予算が増加している中で、一定の配慮が必要な障害者にとっては、スポーツ機会が増大しているとは必ずしも言えない状況である。その一方で、今まで障害者向けスポーツ教室だったものが、障害の有無にかかわらず、誰もが参加できるスポーツ教室に発展した事例や、都道府県障害者スポーツ協会や障害者スポーツセンターが主催する事業を自治体が後援する事例などもある。そのため、調査結果の事業数の増減のみから、自治体の障害者スポーツ振興の進展を評価するのは適切ではない。

自治体が障害者スポーツ事業を外部に委託する場合、委託先の組織・団体が障害者スポーツに専門性を有していても、事業の企画、会場の選定、周知・啓発、当日の運営まで、事業の全ての工程を委託してしまうと、事業のノウハウが行政側に残らないため、理想としては、行政だからこそ保有するネットワークを活用しながら、徐々に行政側でもノウハウの蓄積ができる事業委託体制が望ましい。その好事例として、東京都江戸川区が挙げられる。江戸川区は 2016 年度から障害者スポーツ担当部署をスポーツ振興部局に移管し、本格的に障害者スポーツ振興を開始した。障害者スポーツの専門性が必要な事業の企画段階から東京都障害者スポーツ協会と協働し、障害者スポーツ事業の見学、関係者へのヒアリングなどを行いながら、江戸川区の行政担当者がこれまでに培った地域ネットワークを活かして、事業を展開している。例えば、イベントや大会などの周知・啓発については、介護支援サービスに関する施設との連絡調整などに長け、障害者ネットワークも保有する介護支援専門員(ケアマネジャー)に協力してもらうため、ケアマネジャーの月例会議や区内小中学校が地区ごとに開催する校長会に出席するなどして、事業の意義・内容について説明して回っている。区内のあらゆるネットワークを駆使しながら、行政職員が自ら足を運んで、常に住民と顔の見える関係づくりを意識していることが、障害者スポーツ振興にうまく取り組んでいる要因と言えるだろう。

行政が中心となり、現場に精通した地域の指導者や障害者スポーツ協会との連携、すでにある地域の社会資源の有効活用など、行政が障害者スポーツ関連事業を進めていくにあたっては、江

戸川区の事例などを参考に図 4-1 のモデルを描くことができる。

図表 4-1 障害者スポーツ関連事業を通しての推進体制の構築



スポーツ推進に関する審議会の有無と障害者関係者の委員就任状況について 2012 年度調査と比べると「審議会があり、障害者関係者が委員に就任している」が都道府県では 30 都道府県から 38 都道府県、市区町村では 6.8%から 11.4%と、いずれも増加した。今後も、障害者スポーツについては、スポーツ部局への一元化の流れは進むと思われる。その状況において懸念すべきは、スポーツ担当部局が保有するネットワークの中では、スポーツ推進に関する審議会に名を連ねる障害者関係者がパラアスリートばかりになる可能性である。パラアスリートは地域の障害者スポーツ環境については把握していても、三障害(身体障害、知的障害、精神障害)全てに精通しているとは想定しにくい。スポーツ担当部局への一元化が進んでも、障害福祉部局との関係を維持しつつ、オブザーバーとして三障害の障害当事者が議題に応じて参加するなど、障害種別の意見を集約できる仕組みづくりが必要不可欠である。

2016 年 4 月の障害者差別解消法施行以後、障害者に対して法律に基づいた合理的な配慮をした事例の把握は、都道府県で 9 都道府県、市区町村で 6.7%となっている。今後、事例の把握につとめる自治体が増加していくと思われる。その際には、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクル DB)」で集約を進めている『合理的配慮』実践事例が発展していくことが期待される。

2. 特別支援学校のスポーツ振興

文部科学省は 2020 年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改定)をきっかけに、オリンピック・パラリンピックレガシー事業として、全国の特別支援学校においてスポーツに限らず、文化、教育活動も含めた全国的な祭典を開催するための「Special プロジェクト 2020」を推進することとしている。また、全国特別支援学校長会においては、障害の有無にかかわらず、誰もが運動・スポーツを楽しむことができる共生社会の実現を目指し、「みんな de スポーツ推進委員会」を立ち上げ、特別支援学校の児童生徒を中心としたスポーツイベントの共催や情報提供などを通してスポーツ振興を進めている。

特別支援学校のスポーツ環境に関する調査は、2013 年度に続いての実施となる。2013 年度は全国 1,211 校であった学校数が本調査では 1,302 校に増加した。学校区分としては、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の割合はほとんど変わらなかったが、学校に在籍する児童生徒の実態を回答した今回の調査では、回答校における実質的な『併置校』の割合が、17.7% から 29.4%と大きく増加した。少子化の社会情勢に反しての特別支援学校数の増加、実態としての『併置校』数の増加、全体の約 8 割の学校において重度・重複の児童生徒が在籍している事実からも、特別支援学校における児童生徒の重度・重複化が進んでいることが推察される。

日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員の資格についてみると、資格を保有する教員が在籍する学校は 21.4%であった。2012 年度に総合型地域スポーツクラブ、2013 年度に障害者入所施設を対象に同様の設問の調査を実施したが、障がい者スポーツ指導員の資格を保有している指導者がいる総合型地域スポーツクラブは 16.8%、障害者入所施設では 13.8%であった。障害児・者のスポーツ環境を提供するためには障がい者スポーツ指導員の有資格者はもちろん重要であるが、重度・重複化が進んでいる特別支援学校で求められているのは、多様な児童生徒に対応できる数多くの引き出しを持った指導者である。障がい者スポーツ指導員の資格の有無にかかわらず、豊富な経験に基づき、児童生徒の障害特性を理解した特別支援学校の教員がスポーツ指導を行うことは自然な流れと言える。ただ、教員が運動部活動の延長線上で行う校外でのスポーツ指導には、障がい者スポーツ指導員という有資格者の“安心感”を参加者や保護者が求める可能性はあるだろう。障がい者スポーツ指導員の資格取得に向けては、都道府県特別支援学校長会と緊密な連携を図ることが、教員の資格取得への後押しになるであろう。

運動部活動やクラブ活動などを通年で実施している学校は、全体で約 6 割、聴覚障害(単置)で約 9 割、視覚障害(単置)で約 8 割と 2013 年度調査と大きな変化はみられなかった。実施種目を障害種別でみると、視覚障害では、フロアバレーボール、グラウンドソフトボール、サウンドテーブルテニスが上位を占め、日本の盲学校が発祥の競技として、根強い人気を誇っていた。体育の授業のなかで長年実施されてきたこと、それに合わせて、すでに用具が学校に整備されていること、視覚障害の教員が当事者目線での指導が可能であることなど、上位に挙がる理由は様々である。肢体不自由では、ボッチャ、ハンドサッカーが 2013 年度調査同様に上位であった。ボッチャは、2016 年リオデジャネイロ・パラリンピックで日本代表チーム(脳性まひ)が銀メダルを獲得したこと、日本ボッチャ協会、全国特別支援学校長会、全国特別支援学校肢体不自由教育校長会、東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟、東京ボッチャ協会などが連携して「ボッチャ甲子園」を開催するなど、活動の場が広がっている。また、ハンドサッカーは、東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟が主催する大会が 28 回を数えるほか、東京都の肢体不自由特別支援学校の卒業生を対象に日本ハンドサッカー協会東京支部、日本肢体不自由児協会などが連携してハンドサッカーフェスティバルを開催している。

運動部活動、クラブ活動で外部指導者を導入している学校は約 1 割で、知的障害(単置校)と聴覚障害(単置校)が多かった。外部指導者の経歴は、約 6 割が地域のスポーツ指導者、約 3 割が特別支援学校の教員(元教員、他校の教員)、約 2 割が障害者スポーツ協会や障害者スポーツセンター職員、障がい者スポーツ指導員、保護者であった。指導種目の上位には、卓球(39.4%)、サッカー(ブラインドサッカー含む)(16.9%)、バスケットボール(14.1%)、陸上競技(12.7%)が挙げられており、一般のスポーツ指導を行っている指導者が特別支援学校の児童生徒にも指導してい

る状況が推察できる。障害者のスポーツ指導に専門性がない指導者でも、参加する児童生徒の障害の程度や障害特性、個別に配慮する点などを理解すれば指導が可能になることから、さらに多くのスポーツ指導者が特別支援学校の運動部活動・クラブ活動で指導できる可能性がある。障がい者スポーツ指導員を外部指導者として活用しきれていない理由としては、地域の障がい者スポーツ指導員の存在を特別支援学校の教員が把握できていないことも考えられる。現在、障がい者スポーツ指導員の登録者は約 23,000 人で、初級約 19,000 人、中級・上級が合わせて約 4,000 人となっている。初級障がい者スポーツ指導員は、障害児・者にスポーツの喜びや楽しさを伝えるための支援者としての役割が求められており、運動部活動・クラブ活動の指導者の能力を兼ね備えているのは、主に中級・上級の障がい者スポーツ指導員となる。日本障がい者スポーツ協会には、さらなる中級・上級障がい者スポーツ指導員の養成に加えて、特別支援学校との連携を強化して、外部指導者の活用について、特別支援学校の教員が気軽に相談できる仕組みづくりを期待したい。

学校で今後必要としているスポーツ用具として、肢体不自由の学校でゴールボール用具やサウンドテーブルテニス用具が上位に挙げられた。一見、視覚障害者のスポーツ用具と肢体不自由の児童生徒とは無関係のように思えるが、アダプテッドスポーツの観点でみると、例えば、空間認知が苦手な児童生徒は平面での卓球に取組みやすいためにサウンドテーブルテニス用具を利用することが考えられる。本来の使用目的とは異なる使用方法であっても、教職員が工夫しながら、児童生徒へのスポーツ環境を提供している状況が垣間みえる。また、山口県立防府総合支援学校では、児童生徒の残存する機能でスポーツが楽しめるようにと、複数の教科の内容を組み合わせる効果的・効率的に指導する合科の視点で補助具の製作を行っている。例えば、ボールを投げるのが難しい場合、手や足で板を押す反動で球を飛ばせるよう、独自開発した器具を提供することで、スポーツを楽しむ機会を創出している。

3. 特別支援学級のスポーツ振興

特別支援学級のスポーツ大会については、①通常学級と特別支援学級が一緒に実施する大会②特別支援学校と特別支援学級が合同で実施する大会③特別支援学級のみで実施する大会に大別される。大会を主催する団体は地域特性などもあるが、札幌市特別支援学級体育大会のように特別支援教育団体が主体となる場合、三泗小・中学校特別支援学級連合運動会のように教育団体が主体となる場合がある。

特別支援教育の一環として、特別支援学級に籍を置く児童生徒が学年の枠を越えて一緒に体育を実施する時間を設ける例もあるが、現行の教育システムでは、特別支援学級を担当する場合、体育の専門性や特別支援の教員免許保持が必須条件とはなっていない。そのため、アダプテッド体育という視点で体育的な活動を展開することに戸惑いがあることも事実である。なかには、アダプテッドスポーツの専門性を有する近隣大学と連携して、大学における教育活動の一環として、大学生を受け入れ、体育の授業、特に水泳学習における支援を体験的に学ばせることで、児童生徒のスポーツ環境を創出していることもある。参加した大学生にとっては、特別支援教育対象の子どもたちと直接関わることができる貴重な機会となり、卒業後に保健体育教員として「インクルーシブ体育」を考える契機になっている。また、特別支援学校や特別支援学級の教員を目指すなどアダプテッド体育への誘いにもなっている。

特別支援学級の児童生徒は多くが知的障害、自閉症、情緒障害などの障害であり、パラリンピックの実施競技と対象障害が直接結び付きにくく、児童生徒の目標としてパラリンピックを掲げるのが難しい実態もある。そのため、生涯を通して、楽しくスポーツをするためのきっかけとして、通常学級の児童生徒と一緒にスポーツをする機会の増加やルールを簡素化してスポーツを楽しめる環境づくりが大切になってくる。

4. 障害者のスポーツ指導・支援に求められる多様な人材

今後求められるのは、障がい者スポーツ指導員を含めた現場に即した多様な障害者スポーツの指導者・支援者育成だろう(図表 4-2)。例えば、特別支援学校の教員がスポーツの専門性について習得できる研修会、公共スポーツ施設の職員が障害特性について理解する研修会、健康運動指導士が運動指導の研修会の一環でスポーツや障害特性などを学ぶなど、特定のスキルや経験を保有する対象者に限定して、障害者にスポーツを提供するうえで必要最低限の情報・知識を補完する仕組みが作られると、障害者スポーツを支援したいと思っている人たちへ門戸が広がるだろう。研修会や勉強会などは、在住・在勤以外の近隣自治体でも受講できる仕組み(隣接する自治体が連携し、それぞれの講習会の時期をずらして開催するなど)や、インターネットを活用して動画視聴による受講を可能にするなど、障害児・者のスポーツを支援したい人たちが容易にアプローチできるように、多様な手段があることが望ましい。また、実技講座については、実施場所が容易に確保でき、障害者スポーツに専門性がない人でも安全で楽しく実施できるボッチャや卓球バレーなど、地域特性や参加者の障害特性に応じて、支援者が取り組みやすい競技に限定し、一日研修会などの終了後すぐに実践に活用できる仕組みづくりも大切になるであろう。

大学の体育教員養成カリキュラムのなかで、障害者スポーツに関する授業を必修項目にするのも一案であろう。障害のある児童生徒のスポーツ指導で困っている体育教員の相談役となることや、体育の授業で見学を余儀なくされていた児童生徒にスポーツ機会を提供することにもつながるはずである。医療関係者、特にリハビリテーションで障害者と直接関わる理学療法士・作業療法士、障害者施設の職員が、障害児・者が社会復帰に際してスポーツを紹介・提供できる案内役となることを期待したい。

治療、リハビリテーション、教育、就労など、障害児・者がスポーツをしたかったときの受け皿として、どのライフステージにおいても障害者にスポーツ指導できる人がいることが望ましいが、地域によって障害児・者の環境は多様であることから、まずは障害児・者にスポーツ指導できる人を紹介・提供できる仕組みづくりから始めることが障害者スポーツの普及・振興につながる第一歩である。

図表 4-2 障害者のスポーツ指導にかかわる人材の多様性

